

古典の日に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、古典が、我が国の文化において重要な位置を占め、優れた価値を有していることに鑑み、古典の日を設けること等により、様々な場において、国民が古典に親しむことを促し、その心のよりどころとして古典を広く根づかせ、もって心豊かな国民生活及び文化的で活力ある社会の実現に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 定義

この法律において「古典」とは、文学、音楽、美術、演劇、伝統芸能、演芸、生活文化その他の文化芸術、学術又は思想の分野における古来の文化的所産であつて、我が国において創造され、又は継承され、国民に多くの恵沢をもたらすものとして、優れた価値を有すると認められるに至つたものをいうこと。

(第二条関係)

第三 古典の日

- 一 国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにするため、古典の日を設けること。
- 二 古典の日は、十一月一日とすること。
- 三 国及び地方公共団体は、古典の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。
- 四 国及び地方公共団体は、三のほか、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場において、国民が古典に親しむことができるよう、古典に関する学習及び古典を活用した教育の機会の整備、古典に関する調査研究の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(第三条関係)

第四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)